

令和8年度 带状疱疹ワクチンの定期接種のお知らせ

令和7年度より5年間、65歳以上の5歳刻みの年齢になる年度の人(令和8年度は下記対象者)を対象に、带状疱疹ワクチンが定期接種となりました。定期接種の機会は一生に一度のため、希望する人は対象年度内に接種してください。带状疱疹ワクチンの接種は、義務ではありません。自らの意思で接種を希望する場合に接種してください。

令和8年度 定期接種対象者

▼豊中市に住民登録がある人で、下記対象生年月日の人

年齢	対象生年月日
60～64歳	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能障害による身体障害者手帳1級所持者もしくは同程度の人 ※接種時に身体障害者手帳の写しまたはHIVにより1級相当であると明記された医師の診断書の提出が必要です。
65歳	昭和36年(1961年)4月2日～昭和37年(1962年)4月1日生まれの人
70歳	昭和31年(1956年)4月2日～昭和32年(1957年)4月1日生まれの人
75歳	昭和26年(1951年)4月2日～昭和27年(1952年)4月1日生まれの人
80歳	昭和21年(1946年)4月2日～昭和22年(1947年)4月1日生まれの人
85歳	昭和16年(1941年)4月2日～昭和17年(1942年)4月1日生まれの人
90歳	昭和11年(1936年)4月2日～昭和12年(1937年)4月1日生まれの人
95歳	昭和 6年(1931年)4月2日～昭和 7年(1932年)4月1日生まれの人
100歳	大正15年(1926年)4月2日～昭和 2年(1927年)4月1日生まれの人

令和8年度 接種期間 ※期間外は任意接種(全額自費)

令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日まで

接種ワクチン・回数・費用等

以下の①②の2種類のワクチンからどちらか一方のみを選択し、規定の回数を接種してください。
片方のワクチンを接種後、もう一方のワクチンを再度接種することはできません。(交接種不可)
※各ワクチンの有効性・安全性等の詳細については別紙「厚生労働省資料」または市ホームページを参照してください。

ワクチンの種類	① 生ワクチン(ビケン)	② 組換えワクチン(シングリックス)
接種回数 / 方法	1回 / 皮下注射	2回 / 筋肉内注射 1回目から2か月以上(標準的には2～6か月)の間隔をあけて2回目を接種 ※免疫不全者等、医師が早期の接種が必要と判断した場合は1か月以上の間隔で接種可能
一部負担金 (★)	4,500円	11,000円×2回(計22,000円)
発症予防効果	接種後1年時点で約60% 接種後5年時点で約40%	接種後5年時点で約90% 接種後10年時点で約70%
その他	<ul style="list-style-type: none">任意接種の場合は1回8,000円～10,000円程度かかります。生ワクチンは、免疫不全者及び治療(副腎皮質ステロイド剤、免疫抑制剤、抗リウマチ剤、抗悪性腫瘍剤等)により免疫抑制状態の人は接種できません。組換えワクチンを接種してください。	<ul style="list-style-type: none">任意接種の場合は1回22,000円～25,000円程度(2回で4～5万円)かかります。令和9年3月31日までに2か月以上の間隔をあけて2回目を接種するためには、遅くとも令和9年1月31日までに1回目を接種する必要があります。令和9年4月1日以降は任意接種(全額自己負担)となります。

(★)接種対象者のうち次の㉗～㉙のいずれかに該当する人は、事前の申込により一部負担金が無料になる証明書(一部負担金不要証明書)を発行します。

- ㉗ 生活保護世帯に属する人
- ㉘ 世帯全員が市民税非課税の人
- ㉙ 中国残留邦人等支援給付対象世帯の人

※令和8年1月2日以降に豊中市に転入した場合は、介護保険料決定通知書、休日・夜間受診票等、課税状況または生活保護受給状況が確認できる書類が必要です。

裏面へ
つづく

带状疱疹ワクチン「接種券」について

带状疱疹ワクチンの定期接種には「**带状疱疹ワクチン 接種券**」が必須です。必ず医療機関へ持参してください。

带状疱疹ワクチン 【1回目】接種券	黄色の 圧着 はがき	・年度当初に対象者全員へ郵送しています。 ・生ワクチン1回目または組換えワクチン1回目を接種する際に医療機関へ提出してください。
带状疱疹ワクチン 【2回目】接種券 ※組換えワクチン接種者 のみに発行	水色の はがき	・(組換えワクチン接種者のみ)医療機関から市に1回目の予診票が届き、接種を確認後、接種月の翌月以降に対象者へ送付します。 ・豊中市外で1回目を接種した場合等は、送付が遅れる可能性があります。急ぎ発行が必要な場合はご連絡ください。

※接種の際には接種券の他、氏名・生年月日・住所が確認できるもの(マイナンバーカード等)もお持ちください。

接種方法

豊中市内取扱医療機関へ事前に予約して接種してください。

医療機関一覧表は、豊中市ホームページに掲載しています。
接種の際に必要な「予防接種予診票」は市内取扱医療機関に設置しています。

▶特別な事情により、豊中市以外の他市区町村で接種する場合

豊中市
ホームページ
(医療機関一覧は
こちら)



豊中市 带状疱疹ワクチン

吹田市・池田市・箕面市
摂津市・豊能町・能勢町
の定期接種取扱医療機関

事前の**手続は不要**です。
豊中市の予診票が必要な場合はお問い合わせください。

上記以外の市区町村

「**予防接種市外実施依頼書**」が必要です。
必ず**接種前**に、担当課までご連絡ください。
「依頼書」を医療機関へ提出し、接種後一旦全額お支払いの上、
後ほど還付の手続きとなります。(還付金額に上限あり)

問合せ・申込先

带状疱疹ワクチンに関する問合せ及び「**接種券**」の再発行、「**一部負担金不要証明書**」・「**予防接種市外実施依頼書**」の発行申込は以下の担当で受付しています。

豊中市保健所 健康危機対策課 ワクチン係 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1
☎ 06-6152-7329 (受付時間:平日9:00~17:15 12/29~1/3を除く) FAX:06-6152-7328

▶各申込書は市ホームページにも掲載しており、郵送での手続きも可能です。

▶申込期間：令和8年4月1日~令和9年3月31日まで

※申込は保健所(中桜塚)でのみ受付しております。市役所・出張所・保健センターでは受付して
おりませんのでご注意ください。

▶各申込は市ホームページから**電子申込**も可能です。 ※電子の場合、申込受付期間が異なる場合があります。
(市ホームページにてお知らせします)



電子申込はこちら▶

带状疱疹について

带状疱疹とは、過去に感染した水ぼうそうのウイルス(水痘・带状疱疹ウイルス)が、加齢やストレス等で免疫機能が低下した際に再活性化し、水ぶくれを伴う発疹が、身体の片側に帯状に現れる病気です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3~4週間程続きます。多くは腕や胸、背中に症状が出ますが、顔や目、頭などに現れることもあります。日本人の成人の90%以上がこのウイルスを持っていると考えられており、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症すると言われてしています。

带状疱疹の合併症として、神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も、数カ月、時には数年も痛みが残ってしまう、**带状疱疹後神経痛(PHN)**があります。PHNの痛みは、「刺すような痛み」や「焼けるような痛み」と表現され、50歳以上で带状疱疹を発症した人のうち、約2割がPHNになると言われています。
带状疱疹は、70歳代で発症する人が最も多くなっています。

带状疱疹ワクチンの効果及び安全性等についての詳細は別紙「带状疱疹の予防接種についての説明書(厚生労働省資料)」を参照してください。(市ホームページにて公開しています)